なたね	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS8と除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネRF3と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRT73を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社
なたね	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS8と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRF3と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRT73を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社

○農林水産省告示第四百九十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第七項及び第八項並びに第百二十三条第一項第二号の三ロの規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十四号（収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係から適用する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び山形県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県南あわじ市中条広田字細谷東二〇七九の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三原字向山一の五六

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三原字向山一の五〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町中菅字堀尾一三四七の一（次の図に示す部分に限る。）、舟場字山ノ神廻リ七一九の三、字三井平ラ七二一の四、七二一の五、八頭郡八頭町山志谷字峠三一七の四、志谷字峠五〇一の二五、五〇一の二六、鳥取市佐治町大井字岩井谷五二六の二二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ一〇八二の九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市本高字神子ヶ谷ノ一　五〇九の六（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県米子市和田町字上大灘東北三一五一の一三・三一五一の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）・字上松中東三一七三の四（次の図に示す部分に限る。）・三一七三の一・三一七三の三（以上五筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁並びに米子市役所及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町広西字大谷五一一の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、名寄市・中川郡美深町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

名寄市・美深町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富良野市・中川郡美深町・空知郡中富良野町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

富良野市・美深町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）、中富良野町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡当麻町・十勝郡浦幌町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浦幌町（次の図に示す部分に限る。）